

世田谷区公告第8号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第11条第1項の規定により事業計画を公衆の縦覧に供するので、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成14年政令第367号）第1条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年2月17日

世田谷区長 保坂展人

1 事業計画に係るマンションの名称及びその敷地の区域

北烏山みむね

東京都世田谷区北烏山三丁目1188番1の一部、1188番4、1188番8、1188番45及び1352番9

2 縦覧の開始の日

令和8年2月17日

3 縦覧の場所

世田谷区都市整備政策部居住支援課

4 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時まで